

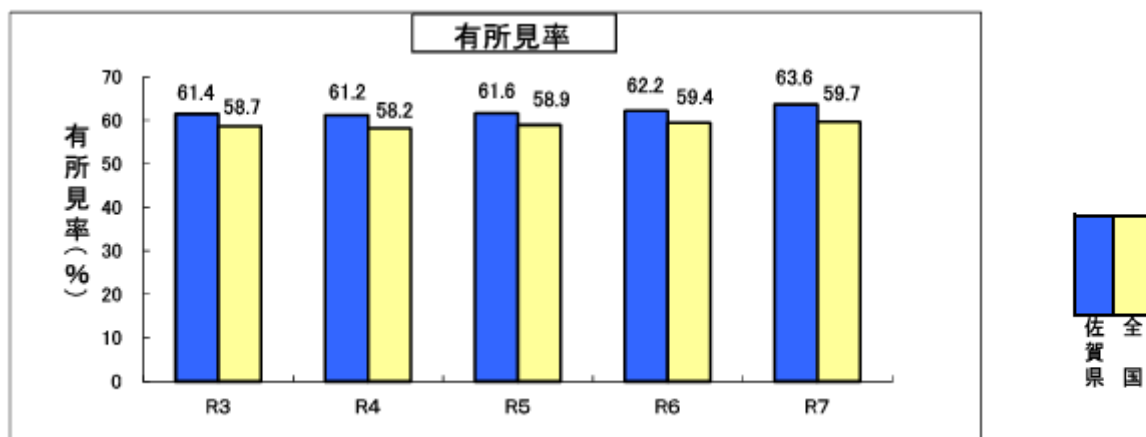
9月は「職場の健康診断実施強化月間」です。

県内の労働者における定期健康診断の有所見率は、全国平均を上回る状況が続いております。令和7年12月末現在の世帯当たり軽自動車普及率が全国第4位（九州第1位）であり、日常生活において自動車利用が多く、運動不足になりやすいことなどが一因と考えられます。しかしながら、高い有所見率の要因は多岐にわたり、一概に特定できるものではありません。

このような状況を踏まえ、事業主の皆様におかれましては、一般健康診断等を適切に実施するとともに、有所見者に対する医師からの意見聴取や必要な事後措置を確実に行うなど、労働者一人ひとりの健康管理に努めていただくことが重要となります。

1 労働者の一般健康診断有所見率

佐賀県の有所見率は、各年度を通じて全国平均を上回って推移しており、特に令和7年度においては、全国平均との差が拡大しています。



2 健康診断結果についての医師の意見聴取

稀にはありますが、「要経過観察」「要精密検査」等の病気や健康状態に対する診断区分を医師からの意見聴取（就業判定）と混同される場合があります。医師からの意見聴取（就業判定）とは、事業主の皆様が健診結果の異常所見に対する医師の意見（通常勤務でよいのか、就業制限すべきか等）を聴取することです。

特に医師の意見聴取が重要なのは、

- ・ 運転業務
- ・ 高所作業
- ・ 夜勤・交替勤務
- ・ 重量物取扱い作業
- ・ 危険機械を扱う作業
- ・ 長時間労働を伴う業務

など、健康状態の悪化が労働者本人の健康障害や重大災害につながる可能性が高い

仕事です。こうした業務では、医師の意見に基づいて配置転換や労働時間短縮などの措置を検討することが重要となります。

産業医の選任義務のない小規模事業場（労働者数 50 人未満の事業場）においては、地域産業保健センターの活用により、健康診断の結果についての医師等からの意見聴取を実施できます。

就業区分	内容	就業上の措置の内容
通常勤務	通常の勤務でよいもの	—
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要のあるもの	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講じる。

3 定期健康診断等の診断項目の取扱いが一部変更になります（令和 9 年 4 月から適用）

○ 喀痰検査が削除されました。

健康診断機関や事業者においては、胸部エックス線検査の結果を踏まえ、結核感染が疑われる労働者に対しては、医療機関への速やかな受診勧奨を行ってください。

○ 肝機能検査の酵素名が変更されました。

「GOT」は「AST」、「GPT」は「ALT」、「 γ -GPT」は「 γ -GT」に変更となりました。ただし、事業者や労働者が旧名称の方が理解しやすい等の状況がある場合については、健診機関における事業者や労働者への健康診断結果の通知について、必要に応じ、新名称と旧名称を併記する等しても差し支えありません。

○ 「血清クレアチニン検査」が追加されました。

「血清クレアチニン検査」は、腎臓の機能を調べるものです。検査結果に基づき、医師の意見を聴取し、事後措置を講じる必要があります。また、有所見者に対しては医療機関への速やかな受診勧奨など保健指導も必要です。